

未定稿

～地域主権戦略大綱の策定にあたって～

- 地域主権改革のこれから
- 義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 市町村への権限移譲
- 一括交付金化
- 国の出先機関改革

平成22年6月21日
大阪府知事 橋下 徹
(地域主権戦略会議議員)

地域主権改革のこれから

国が新しい成長に取り組んでいくために、

地域主権改革は今後も、政治主導で緩めず進めていただきたい。

- * 地域主権改革の目的は「国と地方の役割を明確化」すること。
つまり「国が国家の存立にかかわる、本来なすべき役割に専念するためにも、地方のことは地方に任せていく」取組であることを改めて認識すべき。
そして、国と地方が互いにもたれあうことなく役割を明確に区分し、それぞれが責任を果たしていくことを目指すべき。
- * 国が地方をコントロールする中央集権型の考えを排し、省庁との調整に結論を委ねることなく、総理のリーダーシップにより、地域主権戦略会議が大方針を決めて改革を進めるべき。

義務付け・枠付けの廃止・縮小

見直し件数の上積みがあったことは一定評価できるが・・・、

287項目472条項(3/31時点)⇒310項目536条項(5/24時点)

課題

＊地方分権改革推進委員会の勧告(4076条項)の完全実施には程遠い。

＊「地域主権推進一括法案」(第1次見直し分)は、
最低限のスタートラインたるべき地方要望分104条項は一部実施にとどまり、
根幹部分には踏み込まず。

・保育所等福祉施設の設置基準 ⇒ 従うべき基準となっており、実質は全国一律

・教員人事権の市町村への移譲 ⇒ 人事権は事務処理特例制度による移譲が可能、学級編成権、給与負担の移譲は検討中。なお教職員定数決定権は、財政負担と不可分。

＊今回、地方要望分の残りの条項は、検討対象にもなっていない。

あるべき方向

＊地方分権改革推進委員会勧告の完全実施に向け、さらなる取り組みを。

＊地方要望分104条項の完全実施に向け、引き続き検討を。

市町村への権限移譲

見直し件数の上積みがあったことは評価できるが・・・、

29項目99条項(3/31時点)⇒59項目207条項(5/24時点)

課題

- * 大阪府では、事務処理特例制度を活用して、制度上移譲できないものの以外、全てを市町村に移譲する方向。
(例えば、広域的な事務についても市町村の水平連携で処理するなど工夫)
⇒ 専門性、広域性、効率性などを理由にした「移譲困難」は虚偽、省庁の自己保身

あるべき方向

- * 総理のリーダーシップの下、省益を超え、全国レベルで権限移譲を徹底。
- * その際、財源移譲を含む国の支援策について、具体的な手立てを示すべき。

一括交付金化

基本的な考え方(試案)について、一定評価できるが・・・。

課題

* “目指すべき国のかたち”が示されていない中での一括交付金議論は、本質的な改革に直結しない。(地方交付税との関係が見えない)

あるべき方向

* 「目指すべき国」の実現に向けた「ステップ」(過渡的段階の措置)として「一括交付金」を位置付けるべき。

- ・ 地方自らが決定し、執行可能な事務に係るもののみを対象とする。
(国が決定し、地方が執行する事務に係るものは国が全額負担=委託金)
- ・ 省庁の枠組みを超え、地方自治体の自由な判断で用途を決定。
- ・ 地方負担は前提としない。

国の出先機関改革

広域自治体が“競争・成長”でパイの拡大を担うには、

広域自治体に国の出先機関の権限(本省の企画立案含む)移譲が不可欠！
広域自治体に産業政策、インフラ整備の主体として十分な機能・規模を

世界的な都市間・地域間競争に勝ち抜くために……

できるところから『モデル圏域』で！

国が全てコントロールでなく、

「地域経営」の志のある圏域に任せてみる

＜参考＞全国知事会 国の出先機関原則廃止PT 最終報告(素案)

- ・国に残すべき事務は、国が真に担うべき事務に極限。
- ・最重点分野(労働局、直轄国道、県内完結直轄河川)を早期に移管。
- ・府県を超える受入体制が必要なもの、全国一律の移管が困難なものは、出来るところから実験的に移管(手挙げ方式)。それを突破口として全国規模の移管へ。

今回の地域主権戦略大綱の策定で、改革の“幕引き”は許されない！

残された課題の解決に向け、今後とも継続して議論を！

※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。